

平成28年第2回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年6月17日(金曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 議案第2号 財産の取得について
日程第 4 議案第3号 平成28年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
日程第 5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
日程第 6 選挙管理委員及び補充員の選挙
日程第 7 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について
日程第 8 発議第2号 国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書提出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岩瀬	康陽	君	2番	御園	生明	君
3番	松野	唱平	君	4番	河野	康二郎	君
5番	森川	剛典	君	6番	大倉	正幸	君
7番	板倉	正勝	君	8番	左一郎	君	君
9番	加藤	喜男	君	10番	仁茂田	健一	君
11番	丸島	なか	君	12番	和田	和夫	君
14番	松崎	剛忠	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	小高	憲二	君	会計管理者	常泉	秀雄	君
総務課長	田邊	功一	君	企画政策課長	田中	英司	君
財政課長	土橋	博美	君	税務住民課長	仁茂田	宏子	君

保健福祉課長	荒	井	清	志	君	産業振興課長	岩	崎	彰	君	
農地保全課長	松	坂	和	俊	君	建設環境課長	唐	鎌	伸	康	君
ガス課長	大	杉		孝	君	学校教育課長	永	野	真	仁	君
学校教育課主幹	浅	生	博	之	君	給食所長	中	村	義	貞	君
生涯学習課長	岩	崎	利	之	君						

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚	孝一	書	記	鈴木	直幸
書記	片岡	勤				

○議長（板倉正勝君） 皆さん、こんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願ひします。

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成28年第2回長南町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、松崎剛忠議員ほか4名から発議2件を受理しましたので、報告します。

なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第2、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 軽減範囲の拡大によって、834世帯、54.3%が安くなるんですけれども、その一方で、課税所得額の引き上げによって基礎課税も後期高齢者支援金もそれぞれ2万円ずつ引き上げられ、4万円引き上げられました。これはわずかな世帯であろうとも、やっぱり値上げは好ましくないと思いますので、反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） 課税限度額の引き上げ及び軽減の拡大につきましては、本町の課税限度額引き上げ対象世帯は29世帯の見込みであります。それに反して、軽減世帯は先ほどお話のあったとおり834世帯、これは実際に54.9%という半数以上の世帯が対象となる見込みであります。そういうところから、また国民健康保険の税負担の適正化を図るため、平成28年度の国の税制改正の中で決定されたことでもあります。

よって、この一部改正は妥当なものと考え、賛成すべきと考えます。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第3、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） これは取得をしていつごろから各家庭に配布されるのか、また、それをどういう手段をとつて行うのかお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） まず、いつごろ配布かということでございますけれども、本日、正式に契約案件を同意いただけましたら、早急までもにまた業者のほうと打ち合わせをさせていただきまして、おおむね3カ月ぐらいで入るのではないかなと思います。したがいまして、順調にいければ10月ごろから配布を考えていきたいと思います。

それから、その方法につきましては、まず今考えている、目にちはまだ、今申し上げたように決まっておりませんけれども、例えば長南、豊栄、これを一つのサイクルといたしますと、日曜日の日に各小学校に取りに来ていただくと。時間的には朝9時から夕方5時を予定したいと思います。当然、日曜日に取りに来られないお宅がございますので、そういう場合は次の月曜日から金曜日、これは少し場所を変えさせていただいて、町の改善センターなりで夕方配布をしたいと考えています。さらに、それでも取りに来られないお宅につきましては、次の日曜日の午前中に、やはり改善センターで配布していますので、同じく改善センターを使用して配布をしたいと思います。その際に取りに来ていただいて、当然お持ち帰りいただき、自分で取りつけていた

だくわけなんですが、その際にふぐあい等があった場合は、うちのほうはサポートまでお願いしている関係で、その期間であれば業者さんに取りつけのほうも考えております。

また、新年度予算のときにもお話ししましたように、高齢化によって取りに来ることができないお宅につきましては、そういったお宅があれば、この間、区長さん方にもお話しさせていただきましたが、口頭で私どものほうに言っていただければ、もちろん保健福祉のほうにも名簿がございますので、希望されたお宅につきましては、うちのほうでシルバーなり委託をして届けるといったような形で進めていきたいと考えています。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） それでは、私も違う観点なのでお聞きします。

契約金額が9,676万8,000円と、これを2,800個で割ると1個当たり3.5万円弱になるわけですけれども、ちょっとラジオに毛が生えたようなものが1個当たり3万5,000円、ちょっと高いように庶民的には感じております。その辺で、これについてはどうして高額なのかなというところと、随意契約とありますけれども、何で競争入札にならないのかと。

そして2点目、個数ですね。2,800個ありますけれども、町は広報なんかですと今3,204世帯になっていますよね。そういうことで配備予定数、この相違の違いですね。2,800の根拠についてお聞きしたいと思うんです。これというのは、私、地区の評議員、区の会議なんか参加しておりますが、今のような配布の説明の中で希望もとるというようなお話を伺ったので、もし希望をとるとしたら、現在、スイッチを入れていないとか、あるいはなくてもいいと言っているところが結構ふえてきているんですね。そうすると、2,800個を下回るような場合については無駄になるような気もするので、その辺については、2,800で余るような場合は出てこないのか。そうした場合には、希望をとった後の発注でもいいんじゃないかなというふうに考えますので、この2点についてお答えをお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） まず1点目、高額ではないかというようなご質問なんですが、私にしますと、何をもって高いと言うのかなというのもありますけれども、これはオープン価格となっておりまして、一般的には平均額であれば税抜きで4万7,000円、税込みだと5万円で標準的に販売をしていると。そこから量を多くするとか、あるいは常に取引があるとか、そういったもので安くなったりもしますし、さらに、私どもでは取りつけ等のサポートまでお願いしているというようなこともございまして、現在の3万5,000円弱というところでございます。

随意契約の関係なんですけれども、これは基本的には1者であっても、契約の目的が個人であっても、できるようなことにはなっております。例えば特許があるとか実用新案、そういったものについては1者との随意契約は可能です。その運用でうちのほう、1者と随意契約しているわけでございますけれども、それには、現在、役場のもとになる親卓、それから中継局、子局、ともにパナソニック製のものを使用しています。各メーカーともそれぞれ親卓のほうから信号を出しているということで、それぞれのメーカーによって異なりますので、

パナソニック製のものであれば、その信号に合って戸別受信機でそれをキャッチするというようなことになりますので、ほかのメーカーとは契約せずに、スイス通信と契約することにいたしました。また、スイス通信は千葉県内の代理店ということになっていますので、おのずからスイス通信と随意契約をさせていただきました。

それから、2,800個の根拠でございますけれども、森川議員が言われますように、確かに平成28年4月1日現在では住民基本台帳世帯から3,205世帯ございます。しかしながら、住基世帯上から重複住所がございます。これは便宜上世帯分離をしているところがございます。そういったところを除きますと2,747個ということになりますので、2,800台を購入するということで契約をするものでございます。

今回、申し込みをとるわけでございますけれども、今後ともうちのほうは引き続き、取りつけないお宅につきましても取りつけていただけるようにするために、今回の希望だけでなく、引き続き受け入れられる体制をとってまいりますので、2,800台ということで契約をする予定でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 3回の中で確認だけなんで許してもらいたい。今、2,474。

〔「2,747個です」と言う人あり〕

○5番（森川剛典君） 2,700ね。わかりました。2,747個ということは、今までの世帯にほぼ全戸配布すると。

だから希望をとるということはありますけれども、希望しない方が多かった場合に余ると。余ると在庫になるわけですよね。そうすると、無駄じゃないですけれども、多少でもね。あとはぴったりとは言いませんけれども、2,700全戸配布ということでわかりました。ただし、それでお断りするとか余っちゃう場合もあるんですね。そういうときに追加発注というができるのか。追加すると今度は1個当たり4万8,000円になるんですよと、そういうことであればある程度見込みも必要かと思うんです。その点と。

あと、感覚的な話で非常に申しわけないんですが、4万8,000円を努力して3万5,000円以内にしてくれたというのは、これは努力としてはうれしいんですけども、競争入札をしないでやった経緯もわかりますよ、今のもパナソニックと書いてありますから。だけれども、防災ビジネス、防災というと、当然生命にもかかわるから支出は当たり前だと。何か防災ビジネスというのは非常にお金がかかるような気がするんです。その会社に聞いてみないとわからないんですが、ラジオみたいなものが1個4万8,000円もするというのは、ちょっとやはり企業努力が足らないんじゃないかと、このように私なんかは考えるので、その辺については、競争入札という手を使いながら、こういう防災行政無線にもかかわりますけれども、そういう費用を削減できたらいいなと考えますので、この辺については、ぜひまた下げられるように、費用がかからないようにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 追加した場合、高くなるかということだったと思いますけれども、基本的に今回はこの契約、本町だけでなく、長柄町さんも同時期にスイス通信から購入を計画しているというようなことを聞いています。したがいまして、大量生産的な形でうちのほうも安く入荷できるのではないかなと思っています。

今後、これ以降購入した場合は、メーカー側とすれば在庫を抱えるわけではございませんので、当然高くなるということになります。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 終わりじゃなかつですか。

[「すみません。漏れたところが。希望の調書をとるかとらないか、それだけ」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） もう1点だそうですので、総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） これは町のほうから貸与する関係もございますので、住民の方の意思をきちつと把握するために希望調査をするということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） 先ほどの3,204世帯から2,800台ですということですが、私は逆に、1つの敷地の中に分家してあって、うちは2台欲しいというお宅があるかもしれないと思うんです。その場合、2台目というはどういう扱いにしてくださるのか。恐らく有償になるんじゃないかと思いますけれども、その場合の金額とも、もしわかれれば教えてください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） まず、2台の場合ということではありますけれども、戸別受信機の管理及び運用に関する規則、この中で1戸につき1台戸別受信機を貸与するということになっています。その運用ですけれども、例えば同一敷地内に親夫婦、子供夫婦、建物が別々にあって生活がまた別だということになれば、当然2戸というように捉えますので、それぞれ1台1台なんですけれども、これが例えば母屋に1台、それから物置のほうにも1台つけたいというようなことであれば、それはこの規則にのっとって1台しか貸与できませんので、もう1台は自費で購入していただくわけなんですが、その際の金額でございますけれども、町で2,800台ほど購入しますので、同単価でできればお渡しをしたいと。また、もし不足して、今後購入する際に当たって、町が購入した単価でお譲りしたいというように考えています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 財産の取得についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決しました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第4、議案第3号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 1つは、マイナンバーカードは今の時点で何枚発行されているのかお答えください。

2つ目は、鳥獣対策の中で電気柵を設けるということなんですけれども、どこへ取りつけるのかということと、この電気柵は必要だと申請されている、そういうところに行き渡っているのかということと、それから安全性の面についてお答えください。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） 1点目の個人番号カードの交付者ですけれども、6月16日現在で556人となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） では、2つ目の答弁。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） それでは、電気柵の関係についてお答えします。

まず、どこへ設置するのかということですけれども、基本的には農地で、農作物の被害防止ということになります。水田であったり畑であったり、そういう箇所が設置対象ということでございます。

あと、要望に応えているのかというような内容だったと思いますけれども、この電気柵につきましては、前年度に要望を取りまとめて予算要求して実施しているところです。今回追加の補正をお願いしておりますのは、単独で2戸、1戸ということで、長南町は地形的に谷津田が大分多いということで、谷津の奥のほうはどうしても1軒だけで耕作している方も多いので、以前からこの要望が多かったことから、28年度、今年度からこの1戸についても助成していくと。これについては、要望は年度当初から大分多くございましたので、今回追加をお願いするというものでございます。

また、安全面の関係なんですけれども、これについても、電気柵は、一般的な電気はずっと電流が流れているんですけども、パルス電流ということで、強い電気を1秒間隔で流すというような、そういう電流で行つております。万が一、人間の方がさわった場合は、静電気のようなショックはあるんですけども、時間的に短いので、手を放すことができて、万が一さわっても人間が死亡とかそういうレベルにはならないと、事故

にはならないと。当然、漏電遮断装置、これは電気事業法で義務づけられていますので、これもついているということと、あとは電気柵の注意喚起の看板も設置しております。そういったことで安全面について問題ないと考えております。町が支給する電気柵、また、一般的に市販されている電気柵についても、こういった安全装置等がついておりますので、安全だということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）ほかにございませんか。

5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君）8ページの3款民生費、2項の児童福祉費、児童福祉総務費の工事請負費で43万2,000円を支出しておりますけれども、これは子育て交流館、非常に明るい雰囲気でいい場所だと思うんですね。これは今2階部分が使われていません。私、健康広場かなんかの関係で1回お邪魔したとき、非常にいいところだなと思ったんですが、2階部分について、この辺も含めて今後は整備していくのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（板倉正勝君）ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）それではお答えします。

子育て交流館の2階部分については、階段が直線で傾斜も急であることから、小さなお子様を連れての利用には不向きと判断して、現在は使用していません。また、大人だけの利用にしても、公共施設として避難経路の確保や空調施設等の改修が必要となっております。今回補正をお願いしておりますが、今は1階部分の修繕や外部の遊び場の充実に力を入れております。2階部分については次の段階として、子育て支援の団体やグループ、地域の方々が、ちょっとした会合や会議等に利用できるように整備できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）森川剛典君。

○5番（森川剛典君）ぜひ、せっかく2階があいていますので活用方法を検討願いたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第5、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（板倉正勝君） 日程第6、これより選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、平成28年4月27日付で町選挙管理委員会より議会宛てに文書により通知がありました。現在の委員及び補充員の任期は平成28年6月26日です。そこで、地方自治法第182条の規定により選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

このまましばらく休憩します。

(午後 2時04分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時05分)

○議長（板倉正勝君） 選挙管理委員については、白井和義君、関國芳君、石野重夫君、磯野治夫君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました白井和義君、関國芳君、石野重夫君、磯野治夫君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選を行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

このまましばらく休憩します。

(午後 2時07分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板倉正勝君） 選挙管理委員補充員については、生城山嘉男君、唐鎌孝雄君、糸井秀和君、相澤 佐君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました生城山嘉男君、唐鎌孝雄君、糸井秀和君、相澤 佐君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第7、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について及び日程第8、発議第2号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを一括議題とします。

発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明を求めます。

14番、松崎剛忠君。

[14番 松崎剛忠君登壇]

○14番（松崎剛忠君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてですが、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう政府に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第2号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてですが、教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校をはじめ学級崩壊、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東

日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

そこで、以下の項目を中心に、平成29年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

震災からの教育復興にかかる予算の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の教育状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかる予算をさらに拡充すること。

子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

国においては、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、必要な教育予算を確保するべく、政府に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、各意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同いただけるようお願い申し上げまして、発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） これで、一括議題とした発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

これから、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから、発議第2号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に一任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

平成28年第2回長南町議会定例会を閉会します。

（午後 2時20分）